平成 15 年 11 月 11 日
日本建築行政会議

法第 36 条
令第１１２条第１項、第１４項第一号及び第二号

クロススクリーン

防火区画に用いる耐火クロス製防火/防煙スクリーンの設置について

耐火クロス製防火/防煙スクリーン（ 以下「クロススクリーン」という。）は常時開放式のもの（火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合のいずれかの場合に、自動的に閉鎖又は作動するもの）とし、令第１２２条により設置された特別避難階段及び避難階段ならびにそれらの階段室の前室等における避難経路上には、原則として設置しないことが望ましい。

解説

クロススクリーンの防火設備は、大臣認定の際に、避難口の避難流動性に関する評価が行なわれているが、社団法人日本シヤッター・ドア協会では、防火設備として満足な性能を確保、維持できるように、自主的に技術標準を定めている。

耐火クロス製防火/防煙スクリーン技術標準　（抜粋）

６　設置に関する留意事項

6.2 設置場所に関する留意事項

設置に当たっては以下の項目に留意すること

(1)・・・避難口付きスクリーンの場合は建築基準法施行令１２２条に規定された特別避難階段及び避難階段ならびにそれらの階段室の前室における避難経路上には原則として設置しないことが望ましい。

(2)・・・（１）に記述した以外の直通階段及びその前室の内、建築基準法別表第１(1)項に定められている特殊建築物〔劇場・・・〕、及び(4)項に定められている特殊建築物〔百貨店・・・〕の直通階段及びその前室における避難経路上には原則として設置しないことが望ましい。

(3)・・・建築基準法別表第１(1)項に定められている特殊建築物〔劇場・・・〕、及び(4)項に定められている特殊建築物〔百貨店・・・〕の水平避難が行われる区画には原則として設置しないことが望ましい。

関連告示	
関連通達	